

耐用年数 WG 議事メモ

平成 16 年 6 月 2 日

(議事内容)

(耐用年数に関する各公団からのヒアリング)

各公団から、税法上の耐用年数を採用していない資産等（土工、カルバート（合成樹脂造）、長大橋、環境対策施設）の耐用年数の検討が必要だと考えられる資産に関して説明があった。

耐用年数の検討に当たっては、資産をどのように維持管理しているかが重要である。点検の頻度や項目、修繕が必要となる理由等について、次回のWGにおいて、各公団から具体的に説明して欲しい。

道路公団より、橋梁について設計上は材質により耐久性を区別していないため、鋼橋とコンクリート橋の材質の違いで耐用年数が異なることは想定していないという意見があった。

本四公団より、長大橋については、本体が劣化しないように、例えば、塗膜を管理するなどの予防保全を実施し、長期の供用期間を目指しているという説明があった。

(耐用年数の考え方について)

橋梁の上部工と下部工の耐用年数をそれぞれ設定するのか、もしくは総合償却として考えるのか検討が必要である。

同様に、施設を構成する各パーツの耐用年数が異なる際に、全体の耐用年数をどう考えるかが問題である。

(耐用年数WGの進め方について)

資産の減価償却は、資産価値を評価すること、期間費用を把握することから国民へのアカウンタビリティの観点として重要である。

維持管理の今後の見通し、供用の限界の定義、構造物の劣化の進み具合の捉え方、安全度の考え方についての基本的な部分の議論が必要である。

この考え方は、早急に固める必要はなく、民営化後においても十分検討し、構造物の効率的な管理と安全性の向上が図られるようにして頂きたい。

検討する項目としては、1) 投下資本が大きいこと、その資本回収が長期に及ぶので、期間費用を正確に把握する必要があることから耐用年数の検討を要するもの、2) 耐用年数が短く、数量が多い構造物について、毎年、一定量の更新が見込まれることから、更新時に除却する取替法を採用(50%償却法も要検討)するもの、とする。

1) については主として統計的、科学的、比較方法的、機能的な観点から、2) については主として税法上の耐用年数、統計的、比較方法的な観点から分析する。

資本的支出と修繕費との区分について、資産評価方法WGと合同で検討する必要がある。

橋梁をグループングして、劣化の状況、維持管理方法の違い、維持管理に要する費用等について説明できないか。

山間部、沿岸部などの設置環境の違いにより、橋梁等の耐用年数に違いがでるのではないか。

設置環境をいくつかのグループ分けし、グループ毎の物理的耐用年数を決定することの可能性について、公団において検討して頂く。

8月の公表段階では、具体の年数はともかく、少なくとも税法上の耐用年数をそのまま適用しないことについて、国民への十分な説明が必要。そのためには、税法で考えられている標準的施設と道路施設との設計・管理の考え方の違い、税法における特別な施設(鉄道施設等)の取扱い、鉄道施設と道路施設の類似点と相違点等を整理する必要がある。

以 上